

都城市お見合い事業（ONIAI）利用規約

（目的）

第1条 この規約は、市が実施する結婚支援事業として、結婚を真摯に希望する独身男女の出会いの機会を創出し、少子化対策及び定住促進を図るためのお見合い事業（ONIAI）の運営および利用に関して、会員登録その他必要な事項を定めることを目的としています。

（登録資格）

第2条 本事業に登録できる方は、次の各号すべてに該当する方です。

- （1）結婚を真摯に希望し、自ら婚活の努力をする方で、登録が適当と市が認める方
- （2）市内に居住し、若しくは勤務し、又は都城市に定住する意思のある20歳から49歳までの独身の方

（利用料）

第3条 登録利用料は無料です。ただし、お見合いを飲食店で開催した場合、各自最低1杯の飲料を注文し、代金をご自身で支払うものとします。

（会員登録）

第4条 会員の登録は、市お見合い事業の会員登録フォームから仮登録後、来所予約を行い、登録に必要な次の書類を持参のうえ、本人が来所又はオンラインにて、市の面談を受けるものとします。

- （1）本籍地の市町村が発行する独身証明書、戸籍謄本（全部事項証明書）又は戸籍抄本（個人事項証明書）のいずれか一つ（発行から3カ月以内）
- （2）本人確認書類（マイナンバーカードなど顔写真付きのもの）

（誓約書の提出）

第5条 会員登録を希望する方は、第4条に定める書類に加え、市が定める様式による誓約書を提出するものとします。

2 前項の誓約書には、次の各号に掲げる事項を含むものとします。

- （1）本規約の内容を遵守すること
- （2）登録情報に虚偽がないこと
- （3）第6条各号に該当しないこと
- （4）第14条に規定する禁止行為を行わないこと
- （5）その他市が必要と認める事項

3 誓約書の様式は、別に定めます。

（拒否事由）

第6条 市は、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、会員の登録を拒否することができます。

- （1）法令又は本規約に違反する場合、又はそのおそれがあると市が判断した場合

合

- (2) 登録情報等の全部又は一部に虚偽、重大な誤記、記載漏れ、不適切な内容等がある場合
- (3) 都城市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当する場合
- (4) その他会員として不適格と市が判断した場合

（登録期間と更新）

第 7 条 会員の登録期間は、登録完了日から 2 年間です。

- 2 登録期間満了後も継続して登録を希望する場合は、本人から申し出のうえ、面談等を行い、継続するものとします。

（登録内容の変更）

第 8 条 会員は、登録内容に変更が生じた場合、以下の方法により、速やかに手続きを行うものとします。

- (1) 氏名、住所に変更があった場合、変更内容を証明できる書類等を提出するものとします。
- (2) その他の登録内容に変更が生じた場合は、市の担当窓口に変更内容を知らせるものとします。

（登録の抹消）

第 9 条 市は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員の登録を抹消することができます。

- (1) 偽りその他の不正な手段で登録をし、または登録しようとしたとき
- (2) 公序良俗に反する言動又は行為があったとき
- (3) 第 2 条に該当しなくなったとき
- (4) 第 14 条に規定する禁止行為を行ったとき
- (5) その他本事業の利用に関して不適切な行為があったとき

（お見合い）

第 10 条 お見合いにおける市の役割は、以下のとおりです。

- (1) 市は、登録が完了した会員のマッチングを行います。なお、マッチングの基準については非公開とします。
 - (2) 市は、マッチングした会員とお見合いの日程調整及び会場の予約を行います。
 - (3) 市または市が認定した都城市お見合い推進員（以下「推進員」という。）は、お見合いに立会い、会員同士の簡易的な紹介、開始及び終了の促しを行います。推進員は、市との業務委託契約に基づき、お見合いの立会業務を行い、お見合い後の状況及び結果を市に報告します。推進員の詳細については、別に定める要領によるものとします。
 - (4) 1 回のお見合いの時間は 15 分間を目安とします。
- 2 お見合いにおける会員の約束事は、以下のとおりです。

- (1) 決められた日時に市が指定する場所にお越しください。
- (2) 飲食店でのお見合いの場合、飲料代は各自でお支払いください。
- (3) お見合いの席では、本名、電話番号及び SNS 等の個人情報を交換しないでください。
- (4) お見合い後は、市が指定する日までに、お相手の印象を市にご連絡ください。お断りの場合でも必ずご連絡ください。
- (5) 正当な理由なくキャンセルや無断欠席をしないでください。
- (6) お見合いの結果の連絡がない場合や無断欠席をされた場合、ご連絡をいただくまで次のお見合いの調整は行いません。

(仮交際)

第 11 条 市は、お見合いの結果、双方が連絡先の交換を希望された場合を仮交際と呼びます。仮交際における市の役割は、以下のとおりです。

- (1) 双方合意の場合、連絡先の交換を仲介いたします。
- (2) 仮交際中は、他の方とのお見合いや仮交際も可能です。ただし、近い将来、お一人の方と真剣に向き合っていただくため、仮交際の同時進行は 2 人までとします。

2 仮交際における会員の約束事は、以下のとおりです。

- (1) 仮交際期間が始まったのち、1 カ月以内に「本交際」か「仮交際の解消」を市にご連絡ください。なお、「本交際」とならなかった場合、仮交際は解消となります。
- (2) 交際に至らなかったお相手の連絡先は、必ず抹消してください。

(本交際)

第 12 条 市は、仮交際の結果、双方の会員が相互に 1 対 1 の真剣な交際を希望し、その意思を市に伝えた場合、その状態を「本交際」といいます。本交際における会員の役割は、以下のとおりです。

- (1) 「本交際」に移行した場合、速やかに他の方との仮交際を解消してください。
- (2) お互いを尊重し、誠実に、明朗かつ健全な交際を継続するよう努めてください。
- (3) 本交際を解消したいときは、まずお相手にはっきりとお断りしたうえで、双方それぞれから市へご連絡ください。
- (4) 本交際解消後は、お相手の連絡先を直ちに抹消してください。

(退会と再登録)

第 13 条 退会には、以下の種類があります。

- (1) 交際が順調で、本事業の利用が不要となった場合、交際成立の申し出をもって成立退会とします。
- (2) 何らかの理由で退会を希望する場合、市への退会の申し出をもって、中途退会とします。
- (3) 登録期限が切れるまでに更新の申し出がなかった場合、自動的に期間満了

による退会とします。

- 2 いずれの場合も、退会後の再登録については第2条の登録資格を満たす必要があります。

(禁止事項)

第14条 会員は、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 法令又は本規約に違反する行為
 - (2) 本事業の他の利用者又はその他第三者を誹謗中傷、名誉を棄損しプライバシーを侵害するなど、他の利用者又はその他第三者に不利益又は不快感を与える行為
 - (3) 本事業の他の利用者又はその他第三者の個人情報を漏洩する行為
 - (4) 他人になりすまして本事業を利用する行為
 - (5) 営利活動、政治活動及び宗教活動又はこれらに類似する行為
 - (6) 会員としての地位又は権利を第三者に使用させたり、第三者に貸与、譲渡、売買又は担保に供する行為
 - (7) 本事業の運営の妨害や指示に従わない行為
 - (8) その他市が不適切と判断する行為
- 2 市は、会員が前項各号に掲げる行為を行った場合、当該行為を制限し、会員資格の一時停止または抹消等の必要な措置を講じることができます。

(免責事項)

第15条 本事業の利用に関して、市が責任を負わない事項を以下に定めます。

- (1) 天災、システム障害、その他不可抗力によりサービス提供が困難になった場合、市は責任を負いません。
- (2) 会員間のトラブルや紛争については、当事者間で解決するものとし、市は一切関与しません。
- (3) 紹介された相手との交際や結婚の成否について、市は何ら保証するものではありません。
- (4) 会員が提供した情報の正確性について、市は責任を負いません。

(個人情報の管理)

第16条 会員の個人情報は、以下の方針に基づき厳重に管理されます。

- (1) 市は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、登録者の個人情報を適切に管理します。
- (2) 取得した個人情報は、本サービスの提供、運営、改善の目的にのみ使用します。また、事業の促進のため、会員やお見合いの統計情報について、匿名化したうえで、利用及び公表することがあります。
- (3) 会員の同意なく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、法令に基づく場合を除きます。
- (4) 保有の必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ速やかに廃棄します。
- (5) 会員は、自己の個人情報について、開示、訂正、削除を求めることができます。

誓約書

都城市長 宛て

私は、都城市お見合い事業の会員登録にあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 都城市お見合い事業規約の内容をすべて理解し、これを遵守します。
- 2 本登録に記載する事項はすべて真実であり、虚偽の記載はありません。
- 3 以下の事項に該当しないことを誓約します。
 - (1) 法令または本規約に違反する行為を行っていないこと
 - (2) 都城市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと
 - (3) その他会員として不適格と市が判断する事由に該当しないこと
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市に届け出ます。
- 5 お見合いで知り得た個人情報を厳重に管理し、外部へ漏らさず、本事業の目的以外に使用しません。
- 6 第14条に規定する禁止行為を行わないことを誓約します。
- 7 交際及び結婚については当事者間で決定するものとし、交際中から結婚までの当事者間のトラブルや事故等については、当事者間で誠実に解決に努め、都城市に一切の責任を問いません。
- 8 お見合いの席等で費用が発生する場合は、遅滞なく支払います。
- 9 本登録の有効期間は2年間とし、継続して登録を希望する場合は市に連絡します。連絡がない場合は退会となることに同意します。
- 10 登録期間中に成婚した場合は、お相手の方が当該会員であるかにかかわらず、市に報告を行います。
- 11 本登録に記載する事項及び本人からの情報については、お見合い事業に活用することに同意します。

上記事項に相違ないことを誓約します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____